

○厚生労働省令第六十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)</p> <p>第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。</p> <p>2 9 (略)</p> <p>(生活衛生対策企画官)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>第二十三条の二 削除</p>	<p>(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)</p> <p>第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。</p> <p>2 9 (略)</p> <p>(生活衛生対策企画官)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(感染症対策部並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(水道計画指導室及び水道水質管理官)</p> <p>第二十三条の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。</p> <p>2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。</p> <p>二 水道の広域的な整備に関すること。</p> <p>三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。</p> <p>四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。</p> <p>3 水道計画指導室に、室長を置く。</p> <p>4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。</p>

<p>(輸入食品安全対策室) 第二十三条の三 (略)</p>	<p>2 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事</p>	<p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室)</p> <p>第三十八条 労働衛生課に、産業保健支援室、メンタルヘルス対策</p>	<p>・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。</p> <p>2 産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置(労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。)に関する支援に関すること</p>	<p>(労働基準監督官の行う監督に関すること及びメンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>3 (略)</p>	<p>4 メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一 労働者の心の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置に関する支援に関すること(労働基準監督官の行う監督に関することを除く。)</p>	<p>二・三 (略)</p>
<p>(輸入食品安全対策室) 第二十三条の三 (略)</p>	<p>2 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事</p>	<p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(産業保健支援室、治療と仕事の両立支援室及び電離放射線労働者健康対策室)</p> <p>第三十八条 労働衛生課に、産業保健支援室、治療と仕事の両立支</p>	<p>援室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。</p> <p>2 産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置(労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。)に関する支援に関すること</p>	<p>(労働基準監督官の行う監督に関することを除く。)</p> <p>3 (略)</p>	<p>4 治療と仕事の両立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>一・二 (略)</p>

5 メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室に、室長を置く。

6・7 (略)

(訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官)

第四十一条 総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2
2
11 (略)

(国立療養所多磨全生園に置く部等)

第四百七十五条の二 国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部並びに国立ハンセン病療養所医師確保対策官一人を置く。

(国立ハンセン病療養所医師確保対策官の所掌事務)

第四百七十五条の二十 国立ハンセン病療養所医師確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 国立ハンセン病療養所の医師の確保に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二 国立ハンセン病療養所の医師の教養及び訓練に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

(遺伝子医薬部の所掌事務)

第五百八条 遺伝子医薬部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、遺伝子治療製品、核酸医薬品及び体外診断用医薬品(体外診断用医薬品と対になる治療用医薬品を含む。)の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさ

5 治療と仕事の両立支援室に、室長を置く。

6・7 (略)

(訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官)

第四十一条 総務課に、訓練受講支援室、公共職業安定所運営企画室及び人材確保支援総合企画室並びに中央職業指導官六人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2
2
11 (略)

(国立療養所多磨全生園に置く部等)

第四百七十五条の二 国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。

(新設)

(遺伝子医薬部の所掌事務)

第五百八条 遺伝子医薬部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、遺伝子治療製品、核酸医薬品、体外診断用医薬品(体外診断用医薬品と対になる治療用医薬品を含む。)及び放射性医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行

どる。

(有機化学部の所掌事務)

第五百十五条 有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化学的試験及びこれらに必要な研究並びに放射線医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(安全性生物試験研究センターの所掌事務)

第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 三 (略)

四 関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うこと。

五 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供(以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。)並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

(安全性生物試験研究センターに置く部等)

第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

毒性部

薬理部

病理部

ゲノム安全科学部

安全性予測評価部

うことをつかさどる。

(有機化学部の所掌事務)

第五百十五条 有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化学的試験及びこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(安全性生物試験研究センターの所掌事務)

第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 三 (略)

四 関連物質の変異原性及び遺伝毒性に関する試験並びにこれらに必要な研究を行うこと。

五 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供(以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。)並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

(安全性生物試験研究センターに置く部等)

第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

毒性部

薬理部

病理部

変異遺伝部

安全性予測評価部

(ゲノム安全科学部の所掌事務)

第五百二十四条 ゲノム安全科学部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うことをつかさどる。

(安全性予測評価部の所掌事務)

第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(国立感染症研究所に置く部等)

第五百七十七条 国立感染症研究所に、次の十二部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター及び次世代生物学的製剤研究センター、安全管理研究センター及び品質管理研究センターを置く。

総務部

ウイルス第一部

ウイルス第二部

ウイルス第三部

細菌第一部

細菌第二部

寄生動物部

感染病理部

真菌部

(変異遺伝部の所掌事務)

第五百二十四条 変異遺伝部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性及び遺伝毒性に関する試験並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(安全性予測評価部の所掌事務)

第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

(国立感染症研究所に置く部等)

第五百七十七条 国立感染症研究所に、次の十四部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター及び次世代生物学的製剤研究センターを置く。

総務部

ウイルス第一部

ウイルス第二部

ウイルス第三部

細菌第一部

細菌第二部

寄生動物部

感染病理部

真菌部

細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
(削る)
(削る)
国際協力室

第五百九十五条及び第五百九十六条 削除

細胞化学部
昆虫医科学部
獣医科学部
品質保証・管理部
安全実験管理部
国際協力室

(品質保証・管理部の所掌事務)
第五百九十五条 品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。
- 二 感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 三 感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的調整を行うこと(国際協力室の所掌に属するものを除く。)
- 四 国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

(安全実験管理部の所掌事務)

第五百九十六条 安全実験管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。
- 二 医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。

(安全管理研究センターの所掌事務)

第六百三条の七 安全管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。
- 二 医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。
- 三 研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

(品質管理研究センターの所掌事務)

第六百三条の八 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。
- 二 感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 三 感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと(国際協力室の所掌に属するものを除く)。
- 四 国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

(上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福

三 研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

(新設)

(新設)

(上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福

<p>社監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官)</p> <p>第七百二十二条 健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。</p> <p>一 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの</p> <p>イ 生活保護監査官一人(北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局)にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。</p> <p>ト (略)</p> <p>チ 自立支援指導官一人(北海道厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局)にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。</p> <p>二 関東信越厚生局 次に掲げるもの</p> <p>イ 社会福祉監査官七人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)</p> <p>ホ 社会福祉監査官七人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 9 (略)</p> <p>第七百二十七条の二 企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。</p> <p>一 関東信越厚生局 次に掲げるもの</p> <p>イ 企業年金監査官八人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>社監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官)</p> <p>第七百二十二条 健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。</p> <p>一 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの</p> <p>イ 生活保護監査官一人(北海道厚生局及び東北厚生局)にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。</p> <p>ト (略)</p> <p>チ 自立支援指導官一人(北海道厚生局及び中国四国厚生局)にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。</p> <p>二 関東信越厚生局 次に掲げるもの</p> <p>イ 社会福祉監査官七人</p> <p>ホ 社会福祉監査官七人</p> <p>三 (略)</p> <p>2 9 (略)</p> <p>第七百二十七条の二 企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。</p> <p>一 関東信越厚生局 次に掲げるもの</p> <p>イ 企業年金監査官八人</p> <p>二 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>
---	---

(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十八条 (略)

2 前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 四 (略)

五 近畿厚生局及び九州厚生局 情報官二人

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第七百三十四条の六 第七百三十四条の九 (略)

(鑑定官、DNA型鑑定官及び主任DNA型鑑定官)

第七百三十五条 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、DNA型鑑定官一人及び主任DNA型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2 4 (略)

(施設等機関の職)

第八百一条 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

(削る)

(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十八条 (略)

2 前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 四 (略)

五 近畿厚生局 次に掲げるもの

イ 情報官二人

ロ 再乱用防止対策官一人

六 九州厚生局 情報官二人

(再乱用防止対策官の職務)

第七百三十四条の六 再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪(薬物使用に係るものに限る。)を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

第七百三十四条の七 第七百三十四条の十 (略)

(鑑定官、DNA型鑑定官及び主任DNA型鑑定官)

第七百三十五条 関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、DNA型鑑定官一人及び主任DNA型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

2 4 (略)

(施設等機関の職)

第八百一条 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課 那覇検疫所総務課 国立療養所多磨全生園人事部 国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所 国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設 国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部 国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部 国立障害者リハビリテーションセンター学院	1 5 (略)	(削る)	6 8 (略)	(削る)	9 11 (略)	別表第二(二) 出張所(第百十八条関係)	名 (略)	称 (略)	位 (略)	置
附則										

新潟検疫所総務課 那覇検疫所総務課 国立療養所多磨全生園人事部 国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所 国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設 国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部 国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部 国立障害者リハビリテーションセンター学院	1 5 (略)	(薬事監視専門官の設置期間の特例) 第七百二十四条の関東信越厚生局の薬事監視専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。	7 9 (略)	(再乱用防止対策官の設置期間の特例) 第七百二十八条第二項第五号口の再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。	11 13 (略)	別表第二(二) 出張所(第百十八条関係)	名 (略)	称 (略)	位 (略)	置
附則										

張所 仙台検査所大船渡・気仙沼出 張所 仙台検査所花巻空港出張所 (略)	大船渡市大船渡町 花巻市東宮野目 (略)
張所 仙台検査所大船渡・気仙沼出 (新設) (略)	大船渡市大船渡町 (新設) (略)

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。